

# 資 料

(地方消費税)

### 第3章 各主要課題の改革の方向性

#### 9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

##### (1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

# 地方消費税の概要

項 目	内 容								
1. 課税主体	都道府県								
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者 課税貨物を保税地域（外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所）から引き取る者								
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付（本来は都道府県に申告納付） 国（税関）に消費税と併せて申告納付								
4. 課税標準	消費税額								
5. 税 率	100分の25（消費税率換算1%）								
6. 税 収 (平成20年度決算額)	24,741億円								
7. 清 算	国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算								
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指 標</th> <th style="text-align: center;">ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額</td> <td style="text-align: center;">6/8</td> </tr> <tr> <td>「人口(国勢調査)」</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> <tr> <td>「従業者数(事業所・企業統計)」</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	ウエイト	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8	「人口(国勢調査)」	1/8	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8
	指 標	ウエイト							
	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8							
「人口(国勢調査)」	1/8								
「従業者数(事業所・企業統計)」	1/8								
8. 交 付 金	税収（清算後）の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数である分。								
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指 標</th> <th style="text-align: center;">ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「人口(国勢調査)」</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> <tr> <td>「従業者数(事業所・企業統計)」</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	ウエイト	「人口(国勢調査)」	1/2	「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2		
	指 標	ウエイト							
「人口(国勢調査)」	1/2								
「従業者数(事業所・企業統計)」	1/2								
9. 沿 革	平成9年 創設（平成6年改正）								

## 地方消費税の清算の意義及び具体的仕組み

1. 地方消費税の最終負担者は財・サービスの消費者。しかしながら、地方消費税は、最終消費段階以前に製造業者、卸売業者といった中間段階でそれぞれ納付されることが避けられないもの。このため税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収が一旦帰属する地域との不一致が生じる。

よって最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収について、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて清算することとされているもの。

※① 清算は、税源の偏在是正や財政調整のために行われるものではない。

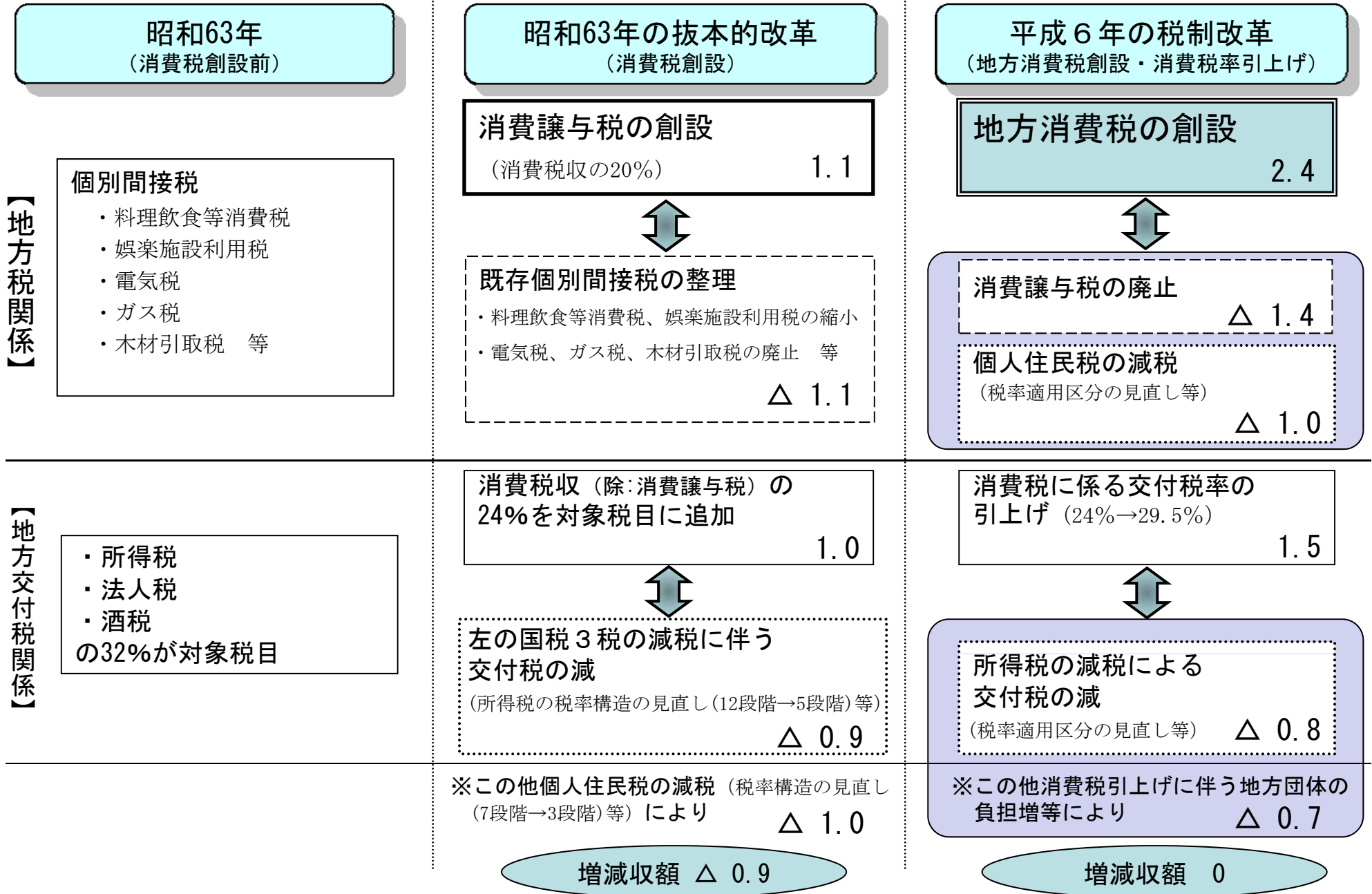
※② 地方消費税は消費税と併せて本店所在地の税務署に一括して納税。清算システムがなければ、各都道府県の消費の実態に関係なく、東京都、大阪府等本店所在地の都道府県に税収が集中する結果を招来。

2. 「消費に相当する額」は、指標の正確性、客観性等を考慮して、利用可能な指定統計を使用して算定。現行清算基準は、このような「消費に相当する額」を用いて、最終消費地に税が帰属するよう理論的に設けられているもの。

3. 具体的には、税収の4分の3を①「商業統計の小売年間販売額」と②「サービス業基本統計のサービス業対個人事業収入額」の合計額で、残りの4分の1を③「国勢調査の人口」と④「事業所・企業統計の従業者数」であん分して計算。

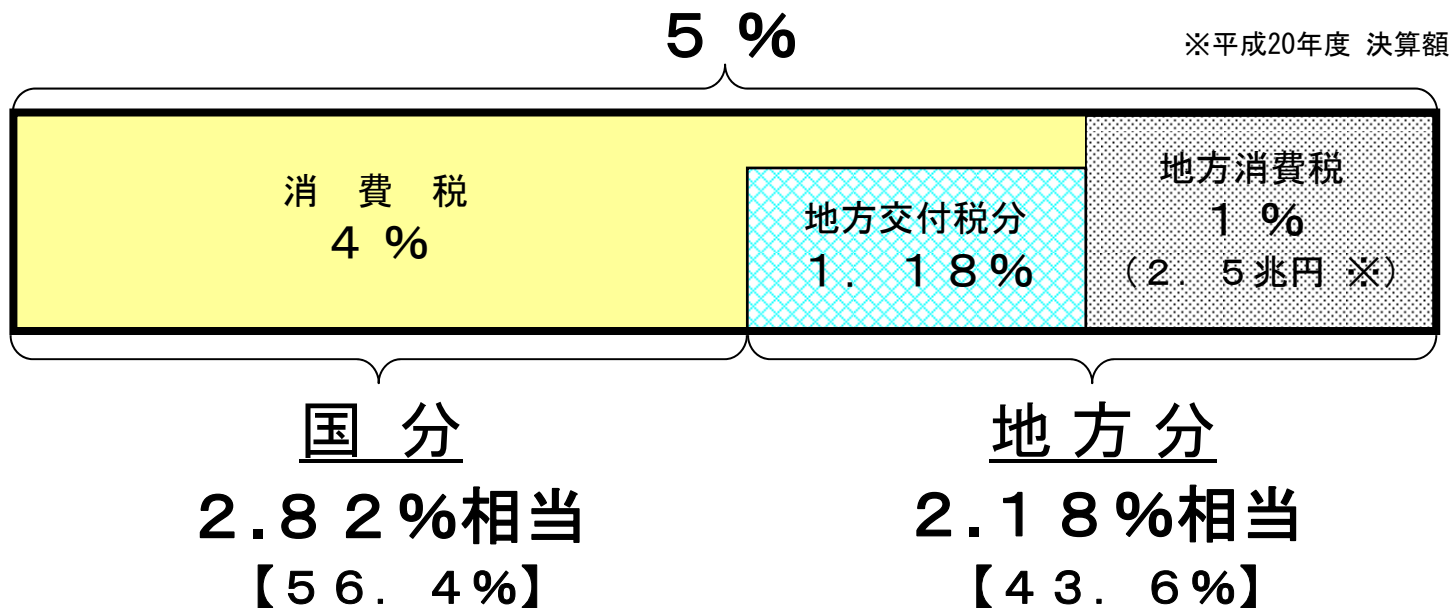
# 消費税及び地方消費税の創設と地方税制

(単位：兆円)



## 地方消費税の現状等について

現状



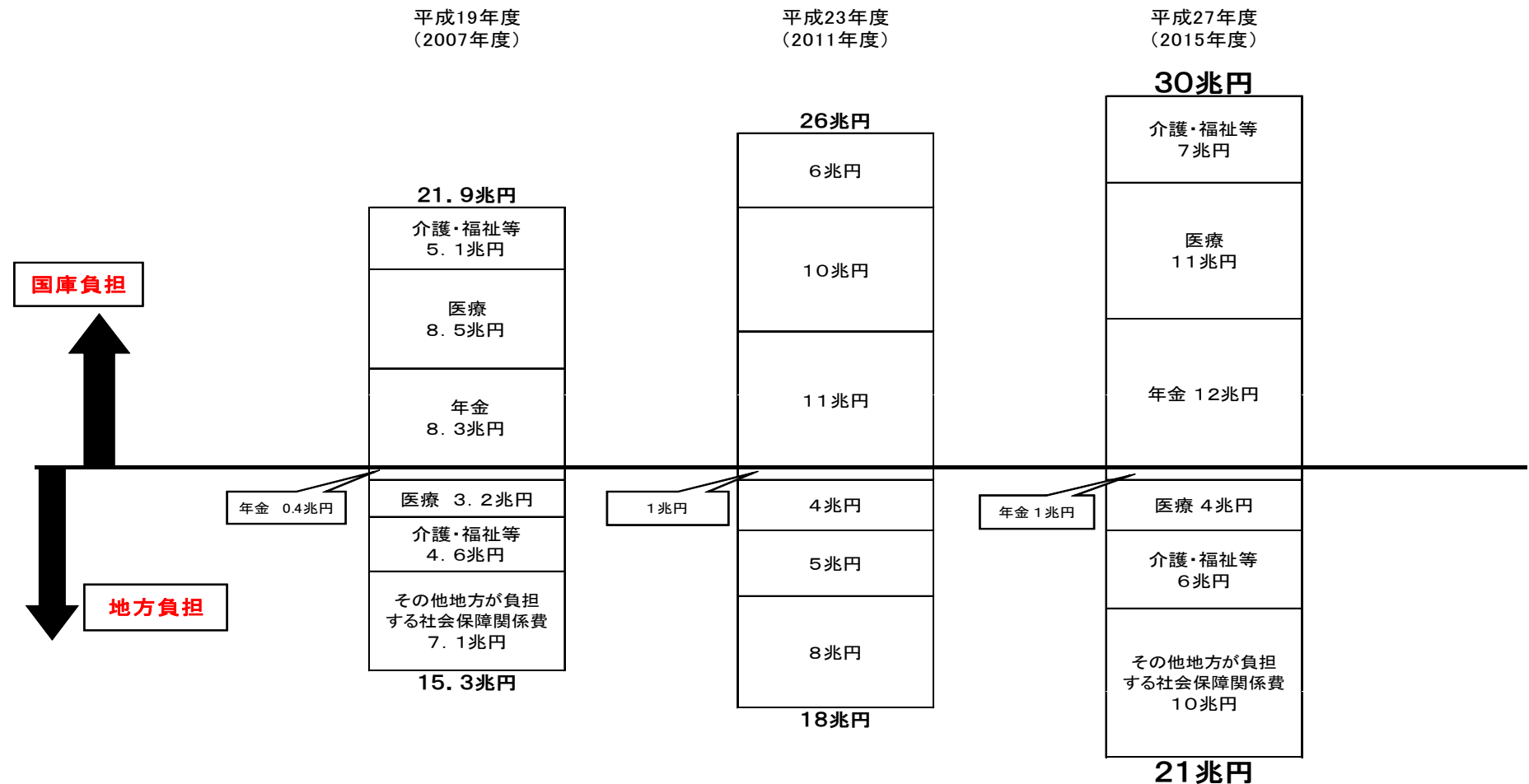
参考

### 【地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由説明(第131回国会)(平成6年10月)(抄)】

- 地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げる

## 社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）

地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほか、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供。



※ 平成19年度の「年金」、「医療」、「介護・福祉等」は予算ベース。同年度の「その他地方が負担する社会保障関係費」は、地方公共団体に対する調査(決算速報ベース)に基づいて推計。

※ 平成20年10月時点の推計。その後の精査により、数値に異動が生じる場合がある。